

平成16年12月8日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信

平成16年12月8日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	11 寺 山 富 子	1.雇用環境の整備について ① 若年者の雇用情勢について イ 新規学卒者の就職内定状況と今後について ロ 若年者の雇用対策について ハ 自治体職員採用のあり方について ② 中高年齢者の就職・雇用対策 ③ パートタイム労働者の雇用環境整備は 2.教育基本法の見直しを取りざたされているが、教育長の見解を問う
5	10 北 原 慎 也	1.学習指導要領の一部改訂に関連して ① 改定の主旨は ② 指導内容の取り上げ方によって、学校間較差は生じないのか （総則の中で「学校において特に必要な場合には」となっていることに関連して） ③ 基礎学力のとらえ方は？ ④ 教師、保護者、児童生徒への影響は？ 2.長崎本線存続運動の展望について
6	16 谷 口 良 隆	1.合併について ① いくつかの行政対応へのあり方への疑問を質す ② これからの道筋をいかに考えているか 2.地域要望等への行政の姿勢について （議員排除の姿勢が伺えるが）

午前10時36分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、11番議員寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山富子でございます。

きのうの長崎本線存続総決起集会は、市民の皆さんを初め沿線自治体の多くの方の御参加を得、長崎本線の存続を求める心、決意が会場いっぱいにあふれんばかりの熱気であったと思っています。私たちにとりまして長崎本線は、先人が苦勞して建設をし残してくれた大事な財産でございます。現在打ち出されている経営分離は、行く行く廃線につながっていきます。現在に至っても新幹線長崎ルート必要性、また、県における費用対効果は全く出されておられません。このようなことでは、新幹線長崎ルート新規着工について絶対に認めることはできません。県が期成会とした約束を守るよう、そして、長崎本線存続に向け心を一つにし、どのような切り崩しにも負けず何としても頑張らなければならないと考えています。長崎本線を市民の総力で絶対に残さなければならないと思うものでございます。

では、質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目の質問の内容でございますが、雇用環境の整備について、若年者の雇用情勢について、一つ目が新規学卒者の就職内定状況と今後について、若年者の雇用対策について、自治体職員採用のあり方について、2点目が中高年齢者の就職、雇用対策、3点目がパートタイム労働者の雇用環境整備はということでございます。

大きな2点目といたしまして、教育基本法の見直しを取りざたされているが、教育長の見解を問うということでございます。

では、雇用環境の整備について質問をしていきたいと思います。

長引く景気低迷によりまして、本県の雇用情勢は、平成15年、2003年の完全失業率が4.6%、男性が4.8%、女性が4.2%でございます。有効求人倍率は、1989年から3年連続で1倍を超えておりましたが、92年度からは減少に転じております。98年度には0.4倍台に落ち込み、その後も低空飛行でございます。2003年、昨年4月の有効求人倍率は0.45であり、就職を希望する10人に対しまして職にありつけるのは4人から5人しかないと非常に厳しい状況が続いております。また一方、年功序列や終身雇用など、これまで日本を支えてきたとも言うべき雇用形態、雇用制度が自由経済となり資本主義経済の中で崩れてきてまして、パートなどの短期雇用だけではなく雇用条件、採用条件までもが大きく変わりましたが、長期雇用、終身雇用の制度は会社の景気が自分の生活にも直接影響するわけでありまして、労働条件以上に働くということも今まではあっていたわけでございます。市民が将来にわたって安心できるような職場を確保するという就職が大変な時代になってきておりますが、とりわけ正職につく、正社員になるということは労働者にとりましては必要不可欠なことであろうと思うわけでございます。

終身雇用の崩壊は、住宅ローン等の大型の長期のローンができない、また組めない、そういうことにも結びつきまして、建設需要の停滞、先が読めないための買い控えなどが顕著に

あらわれまして、経済への悪影響など憂慮すべき波及がいわゆる逆効果になりまして景気回復の足を引っ張っていると思うわけでございます。

ここに来て、全国的に各種経済指標が好転をし、景気が穏やかな回復が続いていると言われるようになってまいりました。しかし、当市や県内では雇用改善に向かう確かな足音は何ら聞こえてまいりません。大手企業の大規模な人員削減はニュースになってきますが、零細企業の1人や2人の解雇は人知れず行われておるのが現実でございます。完全失業率や有効求人倍率、就職内定率など雇用情勢を示す数値の裏には、一人一人の暮らしがございます。仕事につきたくてもつけないつらさ、働くという最も基本的なことが守られることの大切さを改めて思うものでございます。

そこで、以下お尋ねをしてまいりたいと思います。

雇用環境の整備についてということでお伺いをするわけでございますが、先ほども申し上げましたように、雇用・失業情勢は依然として厳しい状況にあるわけでございます。その中でも若年者の雇用が大きな問題になっておるわけでございます。特に、夢と希望を持って社会に出ようとしている、また飛び立とうとしている新規高卒者、新規学卒者、こういう方たちが仕事につけないということは大変なことでございます。将来において産業や社会を支える人材の育成が図られないということは、我が国の競争力、生産力の低下をも懸念されるわけでございます。このため市といたしましても、若年者の雇用対策につきましては特に力を入れていただきたいと思うわけでございます。

そこでお尋ねをいたすわけですが、1点目が若年者の雇用情勢はどうなっているのか、また、来春高校を卒業する新規学卒者の就職内定状況、今後の状況はどういうふうになっているのでしょうか。さらに、若年者の雇用対策についてどう取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

次に、自治体職員、いわゆる市役所職員採用のあり方についてお尋ねをいたします。

ことしの8月29日の佐賀新聞に、県内の来春の職員採用という見出しで、県内の28市町村が来春の職員採用を見送りと書かれておりました。鹿島市はどうかと気になって見てみますと、記事を読み上げてみますが、7市で唯一採用を見送る、1989年以来16年ぶりの措置となる、「太良町との合併構想があり、「合併すれば、今いる職員で十分カバーできると判断した」、もし合併しなくても「財政事情は厳しさを増しており方針は変えない」と書かれておりました。

最近このことにつきまして、市民の方からさまざまな御意見を賜ります。子を持つ親として、非常に関心があることだからだと思います。今このように職が少ない厳しい時代、市の職員になりたいと希望する若者は多いと聞いております。そういう中、採用者が多いときは、そのとき卒業する子供たちはことしは運がよかったとなっているようです。ことしはどうかといいますと、今新聞記事でも申しましたように、採用予定なし、ゼロでございますので、

ことしの子供たちは損した、運が悪かったというふうに言っているようです。財政難だという現状については、市民の皆さんは承知をしています。ですが、数年前は10数人の採用をしている、ことしは全くゼロ。その年に何人ぐらいが退職される、これは行き当たりばったりではなく退職される方というのはほぼわかっています。そういうことを見ながら知恵を出し、計画的採用を試み、少しでも各年ごとの採用の平均化を図ることも必要なのではないかと思います。このような市民の皆さんからの御意見もあっております。

鹿島市の将来を担う子供たちに、より平等な働く場の提供をしてほしいと考えるものでございます。このことに対しまして市長の御所見を賜りたいと思います。

次に、中高年齢者の就職の雇用対策について申し上げます。

今厳しい経済情勢によりまして、リストラ等により、ますます人員削減が一段と進み、一家の大黒柱である中高年齢者が失業するケースが多くなっているところでございます。失業しなくても早目の定年退職、退職を強いられている現状もでございます。このような方々が安定した職につくことも重要な課題でございます。

そこでお尋ねをするわけでございますが、当市では中高年齢者の雇用対策につきましてどう取り組んでおられるのか、また、どう取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、パートタイム労働者についてでございます。

長引く景気の低迷によりまして、雇用情勢の悪化や終身雇用制度の崩壊等に伴いまして、アルバイトなどのパートタイム労働者が急速に増加しているとお聞きをするわけでございます。そこで、現在当市でのパートタイム労働者はどの程度おられるとつかんでおられるのか、お伺いをいたします。

あわせて、この際お伺いをするわけでございますが、パートタイムの労働者につきましては、いわゆるパートタイム労働法によりまして労働条件の確保等を図るような規定はなされていますものの、不況の影響などからパートタイム労働者はまさに解雇の対象になりやすく、常に不安定な雇用状況に置かれているわけでありまして、そのためにパートタイム労働者が安心して働ける雇用環境の整備こそ重要ではないかと思うのでございます。

そこで、パートタイム労働者の労働条件の改善のため、国及び県の施策を受け当市ではどのような施策、対応策などを講じておられるのか、行っておられるのか、この際お伺いをいたします。

以上、雇用環境の整備について質問を申し上げましたけど、意のある御答弁をお願いするものでございます。

次に、大きな2点目の質問事項でございます。

教育基本法の見直しを取りざたされているが、教育長の見解を問うてございます。

今、教育はさまざまな問題を抱えています。そのことを理由に政府・与党は、教育の根幹

とも言うべき教育基本法を国民の十分な論議もないまま改正しようとしています。報道によりますと、与党は来年の通常国会に教育基本法改正法案を上程する方針で、同法の改正に向け作業をしているという状況でございます。

中央教育審議会は、2003年3月20日、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申を行いました。答申は、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確にするため教育基本法を改正することが必要であるとし、2004年の6月には与党協議会の中間報告が発表をされています。しかし、中央教育審議会の審議過程で、教育基本法の改定によって……（「議長。教育長に対する質問ですけど、教育長……」と呼ぶ者あり）

〔教育長退場〕

○議長（小池幸照君）

教育長はちょっと今気分が悪いので、後で答えるという情報が参りました。（「わかっとつとかな……」と呼ぶ者あり）教育次長が今十分筆記をしておりますから。（発言する者あり）（「質問者がそれでよければ……」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時1分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けたいと思います。

先ほど寺山議員の方から一問一答方式ということで、まず雇用関係のみに答弁を求めたいというふうに思います。

答弁を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の1項目めの質問にお答えをいたします。

新規学卒者の就職内定状況と今後についてでございますが、本年10月の状況を申し上げます。

県内では、就職希望者が前年より209名減の2,965名、就職内定者が前年より233名増の1,674名、求人数が前年より132名増の1,412名、求人倍率が前年より0.08ポイント増で0.48、就職内定率は前年より11.1ポイント増の56.5%となっております。

鹿島公共職業安定所管内では、就職希望者が前年より32名増の381名、就職内定者は前年より14名増の225名、求人数は前年より132名増の544名、求人倍率は前年より0.43ポイント増の1.43、就職内定率は前年より8ポイント増の59.1%という状況でございます。

本年3月の最終時点では、佐賀県内で就職希望者が2,755名、就職内定者が2,502名、求人数が1,783名、求人倍率が0.65、就職内定率が90.8%という状況でありました。鹿島管内

では就職希望者が 413名、就職内定者が 386名、求人数が 467名、求人倍率が1.13という状況で、就職内定率が93.6%ということでありました。本年10月の状況では、昨年を上回っており、最終見通しについても昨年を上回る見込みでございます。

本市におきましても、鹿島公共職業安定所雇用対策推進協議会、これは構成メンバーが藤津郡、鹿島市、有明町の自治体と商工会がメンバーでございますが――での求人対策活動や鹿島職安と市での市内の企業訪問等を行っておる状況でございます。

次に、若年者の雇用対策についてでございますが、2004年の労働経済白書によりますと、15から34歳未満の若年で仕事も通学もしない無業者、NEET（ニート）と呼ばれる若者が昨年より4万人ふえて52万人、フリーターが昨年より8万人ふえ217万人となっており、憂慮すべき問題と位置づけられております。

鹿島管内の就職状況でございますけれども、34歳以下で有効求職者が635名、男性が227名、女性408名でございます。有効求人数が392名、求人倍率が0.62というふうな状況でございます。

雇用対策でございますけれども、国や県の事業でございます。トライアル雇用対策や職業開発セミナーの開発を行う若年者職業形成支援事業、または就業体験事業等を促進いたしておるところでございます。

次に、45歳以上の中高年齢者の就職雇用対策でございますが、鹿島管内の状況を申し上げます。

有効求職者が683名、内訳が男性が317名、女性が366名、有効求人数が140名、有効求人倍率が0.20という厳しい状況でございます。これにつきましても、国や県の事業でございます。トライアル雇用対策や、失業率が一定値を超えた場合に施行されます緊急雇用特別奨励金制度、さらには中高年齢者の早期就職促進をするためのセミナー等を開催する就職役立ちセミナー等の推進を行っているところでございます。それから、鹿島職安主催の高年齢者の職業相談室をシルバー人材センター2階で毎週月曜から金曜に開催をいたしております。

次に、パートタイム労働者の雇用環境整備についてでございますが、パート労働者の状況は平成14年就業構造基本調査より全国では1,211万人、23.2%、うち女性の方が835万人で、女性に占める割合が39.7%となっております。佐賀県内につきましては、パート労働者は全体で5万600人、これは14.9%でございます。平成9年度の調査よりも2.2ポイントふえております。うち男性が3,400人、これは男性の中で1.8%、女性の方が4万7,200人、これは30.7%ということで、平成9年度からいいますと3.4ポイント増となっております。

パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的としたパートタイム労働法が平成5年より施行されております。この施行につきましては、佐賀労働局雇用対策室において、パートタイム労働法の周知徹底を図るための中小企業を重点対象とした集団説明会の開催、それから、10名以上のパートを採用した場合の短時間雇用管理者の選任と講習会の開催、さらに

は労働者からの苦情相談等についての助言や指導を行っておられます。また、労働基準監督署においては、立入調査や事情聴取により、法律に違反していれば、労働時間、有給休暇、時間外手当等でございますけれども、行政指導により事業主に改善を求めておられます。

今後とも雇用促進につきましては、職業安定所、商工会議所等との連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

寺山議員の雇用環境の整備の中で、自治体職員の採用のあり方ということで御質問でございます。

職員採用の考え方につきましては、退職者があればその数だけ採用すると、そういうことではなくて、やはりその時々事務事業の状況といいますか、例えば、新たな事務が発生した、また反面、事務を廃止したと、そういった場合とか、また、その年々の財政状況によっても採用は変わってくるというふうに思っております。

御質問の来年度の職員採用について新聞の報道のことをちょっと言われましたけれども、県内49市町村のうちの約6割に当たる28市町村、これが採用を見送ったという報道でございました。その背景もここに書いてありましたけれども、やはり厳しい財政事情を反映して組織のスリム化、人件費を削減すると、こういったねらいがあるといった報道がされておりました。当市においてもまさにそういった背景でございまして、特にきのうも財政課長の方から申し上げたと思っておりますけれども、13年度から今年度までの4年間で交付税が8億円削減をされております。こういった背景を踏まえて来年度の採用を見送ったというふうなことでございます。

自治体として雇用面を重視すべきという考え方もあると思っておりますけれども、現状の財政下では採用を控えざるを得ない状況であるというふうなことでございます。また、世代間のバランスというふうなことも言われましたけれども、総合的に判断すれば踏み切らざるを得ない状況であるというふうに思います。

若年層の雇用の場をという御指摘の趣旨、これはやはり十分踏まえていく必要があるという認識をいたしております。いたしておりますけれども、やはり厳しい状況でございます。今後の採用がどうなっていくのかということに関しましても、今後交付税がどうなっていくのか、かなり厳しくなるというふうなことも予想されますので、現時点で採用を今後どうしていくのかというのは明確にはできない状況でございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

御答弁ありがとうございます。内容を聞いておりますと、新聞報道、マスコミの報道が、景気がだんだんよくなってきて雇用情勢もよくなりつつあるというふうな中身が言われているわけですね。そういう中で、内定率が少しずつ上がっている状況が今述べられているように思います。

そういう中で、本市として少しだけの内定率、また就職されている方が上がっている、ポイントが0.数%上がっているだけで、これで安心と見ておられるのか。今後どういうふうな、県といろんなところ、安定所等の連携をとりながら頑張っていきたいということでしたが、そのことは今までと全く変わらないわけですね。ですが、こういうふうな厳しい状況の中でシルバー人材センターの中に相談室を設けられて相談を聞かれているということですが、そういうときに具体的にどういう相談があって、そして、どういう年齢層の方が多いのか、また困っておられるのか、その辺が全く伺えなかったんですが、やはり具体的にその辺の分析をしていって対策を講じるということが今求められていると思うわけですね。

それで、何か今の報告を聞いておりますと、前年度より上回っているというところが多かったと思います。その上回っていることは確かにいいことではございますが、ですが、私たちの周りを見ますと、自分の息子さんが就職がなくて何かなかろうとか、そういうふうなお話が本当に多いわけなんですね。ですが、それをどうすることもできないのが現実であろうと思います。そういうことが市としてどういうふうに今後、そういうふうに具体的に困っておられる方の手助けといいますか、本人だけの努力、また家族だけの努力でこれは全くできないわけですので、社会情勢が厳しいからできないということだけなのか、もしくは何か方法があるかもわからない。情報をもっと取りそろえる、職安等と密に連携を取り合うということですが、もっと密に取り合って具体的に紹介をし合うといいますか、そういうことがなされているかと思いますが、その辺の困っている方の年齢層とか、相談室に見えておられると思いますので、具体的に聞かせていただかないと先が見えないと思いますので、その辺までお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、パート労働法につきましてですね。

女性の方、とりわけ私たちの年代になりますと本当にパートしかないわけですが、働かないと生活ができない、そういうふうな状況の中で皆さん働いていらっしゃいます。そういう中で、雇用条件等、全く言えないわけですね。何時から何時まで、時給が幾ら、最低賃金が幾ら、こういうことは以前は権利として言えていた時代もあったんですが、そういうことすら言えないような管理といいますか、状況の雇用管理の中で働かざるを得ないと。文句等は言えない、言っても何ら差し支えがないと思いますが、そういう状況にあるということをお聞きしたいと思います。そういうところを管理監督するのは、労働基準監督署というのが不意

打ちに出かけていって、そこで問題があったら是正をさせるということもあろうかと思いますが、そういうことはまれにあるわけですね。ですが、やはり雇用をされるという方々は市内のほとんどのところで働いていらっしゃると思いますので、そういう雇用をする場所の方々の、指導をするのが市にあるのかどうかわかりませんが、やはりお願いぐらいはしていくべきじゃないかと思うんですね。最低賃金、雇用形態、労働、幾らパートといっても年休の権利とかいろんなものがございまして。

その以前の問題として、事業主はパート労働者を雇い入れた場合は、労働時間その他の雇用管理の労働条件の問題について明らかにする文書を手渡すというふうなことになっておりますが、そういうふうなものをもって働いている人は全くないんじゃないかと思っています。自分は賃金をもらうまで幾らで働いているのかわからないと、もらった賃金しこだと、そういう方が非常に多いわけがございますので、そのようなことがきちんとなされているのかを管理するのも行政の役割として今は必要じゃないかと思っています。こういうのを労働基準監督署だけじゃなくて、いろんなところで商工会議所等を通じながらも指導をしてほしいと思いますが、このようなことが実情としてあっているのかどうか、交付がですね、その辺についてお調べになったのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

それから、雇用保険とか、労災保険、社会保険を含めたものが雇用保険と言うわけなんですけど、とりわけパート労働者は首になる、首と申しますか、解雇されるということが多いわけですね。ということは、昔は失業保険と言っておりましたが、雇用保険の権利というものがなく次の職業につくまでの期間、生活が不安定になりますので、そういうふうな雇用保険等の適用をしているところが本当に、どこでもしなくてはならないんですが、そういうことがきちんとなされているかどうかを管理するのがまた市にあるかどうか、これもわからないんですが、やはりそれらのことについても点検をする場所等も今後設けてもらうことも必要じゃないかと思っています。

市内では、女性で働いている方の30数%がそういうふうなパート労働者というところで働いておりますので、その辺の整備等きちんとなっているのかどうか確認をするのも、これは法律に定められておりますので、文書の交付ができているのか、それから、そういうふうな雇用保険等の適用がきちんとなされているのか、その辺についてどういうふうな対応がなされているのかをお伺いさせていただきたいと思います。

それから、次に自治体職員採用のあり方ということで今回質問を設けておりますが、今お聞きをしたところによると、職員の採用については退職者の補充ではないと、その時々事務事業の状況で変わったり、その時々財政状況でも変わるということであるわけですね。

そこで、資料提供をお願いしていた分があると思いますので、2回目で御答弁をお願いしたいと思いますが、ここ数年、5カ年ぐらいの就職、本市に採用された職員の数、退職者の数、職員の数、その辺も明らかにしてほしいと思いますので、2回目の答弁をお願いをした

いと思います。

今、こういうふうにならぬ職員採用について申し上げたかと申しますと、本当に働く場所がない。雇用状況はよくなっていると言ったものの、正社員として、正規の職員として働くというのが、これは新規に学校を卒業した方々に限らずなんです、正社員として働くことが将来の安定につながっていくわけなんです、今の日本の状況では。そういう中で、やはり公務員という、そして地元で何とか働きたい。ということは、とりわけ目につくところが県庁であったり、いろんな自治体職員というふうになってくるわけですね。その時々において、ことしは何人、ことしは多かった、ことしは少なかった、ことしは全くゼロ、このようなことは学校を卒業する、就職を目指す方々にとっては全く責任がないわけなんです。それで、運が悪かったぐらいでは済まされない。これは自治体にもある程度の責任があるかと思えます。

いろんな意味で、財政がないから職員が雇えないんじゃないかと思うんですよ。新規学卒者がいない、それで、退職者はことし11名あります。何年前は16人ぐらいの採用があったと思います。そういうふうな差があるということは、その時々によって大きな格差が出てくるというのは子供たちがかわいそう、そういう機会が全く与えられないわけなんです。そのことについて仕方がないというふうにお答えをいただいたんですが、今まではしょうがなかったと思いますが、今後については退職者の数とかもうほぼわかっておりますので、そのときに必要な数じゃなくて、必要な数を何年かトータルで計算しながら、そして、とりわけ平等に近い形で、ゼロじゃなくて、採用が今後全くないということは私はあり得ないと思いますので、その辺の長期を見越した自治体職員の採用のあり方を今は検討されるべきというふうに思いますが、その辺について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の2回目の質問にお答えをいたします。

高齢者相談室の取り扱いの状況でございますけれども、昨年の例で申し上げますが、求人や求職の相談が1,103件あっております。これに対しまして新規求職の申し込みでございますけれども、179件という状況で、紹介件数は159件というような状況でございます。

それから、先ほどのパートタイムの件でございますけれども、これは雇われる方が雇い入れ通知書をハローワークの方へ提出されます。これ今、書類書いてありますけれども、基本賃金とか時間給等を提出されるということで、この中で審査をされていると聞いております。あと、私どもの方へあった苦情とかなんとかでございますけれども、今現在はあっておりませんが、あった場合はやはりそれを職安なり、もしくは労働基準監督署へ御紹介をするというようなことで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

2回目の寺山議員の御質問にお答えをいたします。

過去5年ぐらいの状況がどうかというふうなことでございますので、12年度から16年度というふうなことで申し上げますと、退職者が62名でございます。そして、採用が41名でございます。ですので、21名少なく採用したというようなこと（「年度ごと」と呼ぶ者あり）年度ごとですか。年度ごとでは、ちょっと申し上げます。12年度が8名退職されました。そして、13年度に7名採用した、それから13年度に10名退職して、14年度に9名採用したと、それから14年度に19名退職されて、翌年に16名採用した、それから15年が14名退職されて、9名採用した、そして16年が11名になりますけれど、採用ゼロという、そのトータルが先ほど申し上げた数字になるかと思えます。

非常に子供がかわいそうじゃないかとか、世代間のバランスというふうなこと、先ほど申し上げましたけれども、やはりどうしても今の状況では採用を控えざるを得ないという御答弁を申し上げました。じゃあ、長期的な計画を立てて、行き当たりばったりじゃなくて、そういった計画をつくるべきじゃないかというような御指摘でございます。確かに、長期の行財政計画という、ここは今見直しをすべきだというふうなことで考えていきたいというふうなことで進めております。ですから、採用計画もそこで作り上げていきたいというふうな思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

まず、パート労働者についてですが、職安等を十二分に頼っていらっしゃるような感じがいたします。今の時代、職安を頼るのもよろしいのですが、職安に書かれていた金額で働くということが本来は当たり前だと思いますが、そうじゃない場合もえてしてたくさんあるというふうに思います。ですが、それをあえて、もう働き始めたら言えない、もう自分が折り合わなかったらやめざるを得ない、やめることで生活に支障が来るならば働き続けて、文句も言えない、こういうふうな状況が続いているというふうに私は思っていますし、そういう方々の実際のお話も聞かされております。これは今始まったことではないわけでありまして、こういうことは今までずっとあっていただけですね。

ここに、パート労働法に掲げております第4条に「国及び地方公共団体の責務」というふうな書かれている中身でございますが、「短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、

援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行う」ということが求められています。また、「その職業能力の開発及び向上を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する」というふうに、これは定められております。そして、地方公共団体、いわゆるこういうふうな自治体は「国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進する」というふうに定められております。

こういうふうなこともあります。やはりこういうふうなパート労働者というのは本当に多いわけなんです。そして、一番困っておられるわけなんです。権利もなければ、どこに文句も言えない。本当に労働者としてのパート労働法がありますが、これが完全に有効に働いているとは思えませんので、これが有効に働くように手助けをぜひ、こういうふうな自治体も職安等とも連携を密にとっていただきながら、さらに進めていってほしいと思うわけでございます。

次に、職員採用の件について5年間のものが出されました。過去5年間はゼロという数字はなかったわけで、7名から、多くは16名採用がなされております。そして、ことしは突然ゼロになったわけですね。こういうふうにゼロというのが納得いかないわけなんです。8名退職をして次の年に7名、10名退職されて9名、19名退職されて16名、14名の退職に対して9名、11名に対しことしはゼロとなったわけなんです。

こういうふうな、私たちの鹿島市の財政が急に悪くなったわけでもないわけ、これはもう見通しが立っていたわけですね。交付税の減というの見通しが立っていたわけであって、いきなりゼロというのでつじつまを合わせられるというのもおかしいと思うんですが、では来年はどういうふうに計画がなされていくのか、やはりゼロなのか、また再来年もゼロなのか、その辺の計画も明らかにしてほしいと思います。でないと、やはりことしのゼロというのは納得が私はいきません。今後ずっとこういうふうに、いきなりゼロにするのか、その年々によって16名という多数の採用があった、このときに事務事業の状況が大きく変わって多かったとは私は思っておりません。だから、この採用の条件として事務事業の状況、年々の財政状況というのは全くこれは理由にならない理由だと私は思っておりますので、この際、市民の皆さんの理解を得るためにも計画的採用というものを打ち出されるべきではないかと思っております。その辺について再度御答弁をいただいて、雇用問題については終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

済みません。これ3回目でありましたので、もう一つ御答弁いただきたいと思っております。

緊急雇用対策というものが今年度で打ち切られるというふうに聞いています。これの雇用で多くの市民の方が、これは半年という政策なんです。これでも息継ぎがなされたということ聞いていますが、この辺についての県の延長はないのか、また県に延長がない場合、

どのような対応策がとられていくのか、また、この緊急雇用対策が有効であったのか、今後必要と思われるのか、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

それから、これは来年がどういうふうな採用状況になっていくかわかりませんが、もしもこのまま職員の数がどんどん減らされていくということになりますと、今教育長がぐあいが悪いということがなされて、また、きのうは助役が体調がすぐれないというお話も聞かせていただきました。いろんなことが重なってと思いますが、このような状況が続きますと、職員の方々の超過勤務の増大、超過勤務がふえるということが予想されるわけですね。人が減らされて、働く中身の材料はふえていく、これはもう目に見えていますので、超過勤務の増大につながっていくということが心配されます。このことが労働強化につながって、今度は身体の健全というものが危ぶまれるということになります、その辺についてどのような考えを持っておられるのか、適正な人員配置等をどのように考えていかれるのかをお伺いしたいと思います。

とりわけその辺も質問事項に加えさせていただきます、職員の計画的採用、そして、来年、再来年の見通しについても、やはりこの際お聞きをしていかないとと思いますので、その辺の御答弁もお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

11番の寺山議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、労働者等のいろいろな諸条件に関しての指導なりなんりのことでございますけど、これにつきましては労働基準監督署、あるいは職業安定所、県、そして私たち市というふうな、それぞれの役割分担がございます。ただ、市の役割分担としましては、指導とか監督とか、そういう権限についてはもう全くないと言っていい程度のものでございます。そういうことで今私たちがしておるのは、どちらかというと相談、その辺に重点を置いている、そういうことでございます。

それから、緊急雇用創出基金事業についてでございますが、先ほど課長の方からも答弁がありました、鹿島市においては平成11年度より取り組んでおります。16年度までに14事業に取り組んで、総事業費で 163,636千円、雇用人員で 141名でございました。

今後の見通しにつきましては、いろいろ国の方では事業について検討されておりますし、私たちもそれぞれ県等を通じながら、その事業の継続について要望をしているところでございます。ただ、まだ中身についてどういうものを行うと、そういうものについては今の段階ではまだ私たちの方に届いてはいない、そういう状況でございます。

それから、若年者の雇用情勢について、ちょっとだけ御説明をしていきたいと思っておりますけど、今若い人たちの間には、先ほど課長の答弁の中にもありましたように、NEET（ニー

ト)という新しい言葉が出てきましたけど、これはもう一つ、フリーターという言葉がありますが、これは御存じだと思います。NEETというのは、簡単に言いますと、学ぶことも働くことも放棄している若者、そういう表現になっております。15歳から34歳までの方を対象とした中で、通学もせず、あるいは就職もせず、卒業しても大学院等も行かず、職業訓練も受けず、結婚もせず、何もせずと、そういう働く意欲もない者を若年無業者というふうなとらえ方で今経済白書等にも上がっております。これはどういうことかといいますと、企業側につきましては即戦力志向ということで、若年者採用をすれば、一人前になすまでに時間的、あるいは研修的なロスという考え、それから若者の側からは、社会生活、あるいは職業生活、団体生活が前提となるわけですが、そういう中で生活習慣とか就労意欲の欠如の問題、そういう形の中であらわれた現象ということで言われております。

これを解消するためには何が必要かと、家庭教育の充実が重要であるというふうに言われております。こういう面では、やはり今後、鹿島市にもそういうNEETとか、あるいはフリーターと言われる若者が増加をしないように、生涯学習課等とも連携をしながらいろんな関連事業に取り組んでまいりたい、そういうふうに思いますし、また、若年者、あるいは中高年齢者、パートタイム労働者等がなるべく働く場を確保できて、市民生活の中で充実ができるような形での相談なりなんなりを今後続けてまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

寺山議員が追加という形で御質問ということでおっしゃったのは、採用を少なくして業務はそのままといいますと、これは職員に負担が来るのは当然でございます。我々がこれまでそういったことを踏まえて取り組んできたのが業務の縮小、例えば、一例を申し上げますと、年金業務が国に一部移管されたというふうなこと、そういったこともあります。これで2名でしたでしょうか、その分でそういうことをしたとか、それから、流動体制を充実してきたといえますか、農林水産課と農業委員会の機能に流動性を持たせたとか、それから、事務事業全般の見直しというのは、やはり来年全くゼロでございますから、11人分をどうするのかというふうなこと、深刻な問題がございます。ですから、企画課を中心にこのことは今検討していただいているところでございます。当然こういった状況でございますから、残業もふえてきているかもわかりませんが、やはり健康管理ということでは、きのうも申し上げましたとおり、12項目のメニューを用意して毎年、健康診断をやっておりますから、これはずっと続けていきたいと思っております。

それから、その前に御質問がありました、何で来年は採用ゼロなのか、財政的背景はどうかということだったと思います。そのことと計画的採用をどう考えるのかということ、この件につきましては総務部長の方が御答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

16年度、11人の退職者に対して17年度採用をゼロとする根拠は何かということでございますが、これは総務課長が答弁をいたしましたように、ここ数年、交付税は、御承知のとおり激動を続けております。特に16年度におきましては、課長答弁のとおり、12%、約6億円程度の減収になろうかというような状況でございます。そして、これは将来的にも増額はとも望めないような状況でございます。そこで、このことを勘案しながら市長ともこの採用の相談をいたしました。そして、市長の方からは欠員の不補充というようなことはトップとしても極めてつらいというような苦しい決断がありましたけれども、このような財源がないような状況の中での決断になってきたらうかと思っております。

それと、2点目の将来の計画でございますけれども、これはまだはっきりとは詰めてはおりませんが、先ほどこれも総務課長の方で答えをいたしましたとおり、行革の大綱あたり、ここらあたりの中で考えていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

職員採用を来年度見合わせたということについて、もう少し私の方から御説明したいと思いますが、先ほど言いましたように、人件費等に充てる財源として一般財源があるわけですが、この一般財源に占める一番大きなものが地方交付税と、この地方交付税がもう激減をしていると、こういう説明を今財政課長の方からいたしました。

一方、10年前より恐らく8億円ぐらい地方交付税は減っているんじゃないかと思いますが、10年前の投資事業をちょっと見てみますと、これは一般財源ベースでまず言います。10年前の投資事業が約12億円に国県補助金等、あるいは起債事業を絡めまして、実際に30億円ぐらいの投資事業ができておりました。ところが、もう現在ではこの投資事業に充てることのできる一般財源で四、五億円です。四、五億円で実際事業がどれくらいできるかといいますと十二、三億円ぐらい。これは、もうこれ以上投資事業を圧縮できないというところまで来ているんですね。これはやはり最低限のインフラ整備ということがありますし、また、インフラ整備をした部分の維持管理費、こういうものに必要です。しかも、市内の景気に対応するため、あるいは、これは我々が発注をする受注業者さんたちの経営のある程度の我々も責任があるという意味からしますと、もうこれ以上投資事業を圧縮させることはできないと。

交付税の10年前と現在、一般財源ベースでも説明いたしました但、結局、交付税が減った分を投資事業を減らすことによって対応してきているんですね、大まかで言えば。大まかで

言えば、今まではそれで、逆に言えば済んだということです。投資事業の分を減らすことで、この財源難を何とか乗り切ってきたと。しかし、これからの状況を考えますと、あと何をもって、これからますます財源不足になってまいります。恐らく地方交付税の動きを我々としては毎年2%減ぐらいだろうという予測でいろいろざっとした予測を立てておりましたが、何の何のそれじゃきかんと。大体今の予測で毎年3.7%減ぐらい。こういうことになっていきますと、通常の覚悟と通常の対応の仕方ではもう対応できないと、こういうことになってまいります。

一方、そういうことになってまいりますと、いずれは住民サービスの低下、あるいは住民負担の増加と、こういうことも住民の皆さんにお願いせざるを得ないような状況になってまいります。そうした場合に、住民側、あるいは納税者側から見ますと、市役所が何も努力しよらんとに何で我々にばかり押しやつくつかということになりますので、そのためにもまず市役所が自助努力をして最大のスリム化をする。あがしこ市役所も絞るだけ絞って努力をしよっけんが、おどんも何とか協力はせんばらんたいと、こういう順序になっていくと思うんですね。私たちはやっぱり納税者側、市民側に考えると、当然そうであります。そのためにも、経常経費として一番大きな要素であります人件費というのは、我々がいろんな工夫をすることによってどうしても削減せざるを得ないと。

ちなみに、平成10年度から平成16年度末までの予測で言いますと、約30名の人員が減った計算になります。我々はこういう自助努力をすることによって今までは乗り切ることができましたが、またさらにこういう絞り込みをしていかないと今からの財政事情には対応できないということになります。

したがいまして、こういう状況を言い直しますと、今までの常識であったこと、あるいは今までの感覚を完全に根本的に発想転換をしないと、これは我々行政がまず、それで議会の諸兄もそう、そして住民の皆さんも今までのことは通用せんばんと、これくらい厳しい状況だと、こういうことをやっぱり三者がひとしく考えを変えていかないといけないと。また、このことは議会の皆さんとか、あるいは住民の皆さんにこういうことを伝えていくのも市長の仕事だというふうに思っているところであります。したがいまして、来年の不採用というのは、これはもう万仕方なくやったわけであります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩をいたします。

なお、教育長は今、小田病院の方に診察に行かれているそうですので、状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思います。

午前11時48分 休憩

○議長（小池幸照君）

再開前に御連絡をいたします。

午前中に教育長の体調が悪くなり、病院で診察を受けられましたが、当局からの連絡では、一般質問の答弁はきょうあす難しいのではないかとのことです。これを受けまして議会運営委員会を開催し、寺山議員の教育基本法に関する質問並びに北原議員の学習指導要領の一部改訂に関連しての質問等につきましては、教育長が答弁ができません。この一般質問に関する教育長の答弁につきましては、文書をもって教育長に送付し、回答を求めることで了解をしていただきましたので、報告にかえさせていただきます。

午後 1 時 19 分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

まず、11番議員の質問を終わります。

次に、10番議員北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

こんにちは、10番議員の北原でございます。昨日の鹿島市 J R 長崎本線存続運動市民会議への出席者は 1,500名、市民会館からあふれ出るほどの人たちのお集まりだったと思います。これは市民の意思の結集であり、このことを私たちは踏まえて、全力を挙げてこの長崎本線存続を死守しなければならないと思っております。私は、そういう決意を持ってここに臨みました。

鹿島の市民にとっては最大の関心事であります、この長崎本線存続運動の展望について、市長にお尋ねをしたいと思います。

特に最近、足しげく県の副知事が鹿島に来られたり、先日は取ってつけたように J R から新幹線長崎ルート of 経済効果の説明をしに来た。また昨夜は、知事が沿線自治体を回り説得するという、これは明らかに自分たちがつくった基本路線は絶対に変えませんよという、これまでの政権政党がとってきた手法を具体化してきたということにほかなりません。これに関連をいたしまして、将来的展望についてお尋ねをいたします。

私は、国政を預かる人たちが自分たちが考えたことはあくまで貫き通す、国民は政府の言いなりにしておけばいいのだという腹の底が見え隠れすることへの私の憤りであります。

私は在来線とは申しません、長崎本線と申します。なぜなら、長崎と鳥栖を結ぶ長崎本線が佐賀県にとりましても、我が鹿島市にとっても重要な鉄路であるからであります。だからこそ、佐世保線のように支線とは呼ばずに本線だと言ってあるのであります。

私は、前にも申しましたけれども、生まれは長崎であります。鹿島で育ちました。被爆もいたしました。長崎は、私にとっては第 2 のふるさとであります。母の出身は久間でございます。小さいころ、まだ長崎本線が通っていなかったと思います。そのころ、長崎から早岐を経由して、武雄から久間へ来たことを薄々覚えております。母のうちの墓が久間に今もあります。その後、長崎から鹿島へ来るのに、蒸気機関車に引かれた 6 両くらいの客車で、

ばい煙にむせびながら2時間半ぐらいかかって来られるようになりました。鹿島に行き来するのが楽しかったのを思い出します。私にとって、かけがえのない長崎本線であります。

それが特急が走るようになって、その間もないのに新幹線長崎ルートをつくりたいという話が出て、在来線を諫早―山口間三セクへという、何でこんなことにと、桑原市長を先頭に長崎本線存続運動を展開することになりました。私も、新幹線長崎ルートという無用の長物に何で一生懸命になるのかと、桑原市長の存続運動に賛同をしてきました。これからもそうしたいと思っております。

そして、最近になって県からは、さっきも申し上げましたように、副知事がよく鹿島に来られるようになり、新聞やテレビでは新幹線づくりを認めてほしいとか、経済効果があるから西九州全体の景気浮揚のため協力してくれとか、11月5日にはJR九州から最後通告みたいなおどしかけに鹿島へ来たり、12月1日には長崎県知事が佐賀県負担の一部を要請があれば肩がわりするとか、九州・山口経済連合会長鎌田迪貞氏が古川佐賀県知事を訪ね、新幹線長崎ルートの建設促進を促したり、タイムリミットも近づいているのでなどと、総がかりで既定方針を貫こうとしてきたと思っています。

きょう、私は長崎の――これは長崎新聞でございますが、12月8日です。きょうの新聞です。長崎県民の方の投書があります。一人の方は、南高、南有馬町ですから、島原ですかね。この方は「財源不足の中、新幹線必要か 県の中期財政」――これは長崎県です。長崎県の「中期財政見通しによると、2008年度には国の管理下に置かれる財政再建団体に転落する可能性を指摘、さらには毎年度当初予算段階で300億円以上の財源不足が発生すると説明されている。そのような状況下で金子知事は、九州新幹線長崎ルート問題で佐賀県から要請があれば、佐賀県負担分の一部肩がわりを前向きに検討すると県議会で発言をしておる。長崎ルートの本県の実質負担額は約310億円、佐賀県分の肩がわりが発生するとさらに上積みになる。朝のテレビでは、県民が待ち望んできたとか、32年目悲願と、何が何でもやり抜くといった強い決意を感じた。ないよりもあった方がよいが、それが今なのかと言いたい。公共事業などに巨費をつぎ込んだがいかいはなく、借金だけがどんどんふくれていく。事業をふやしてカンフル剤にする発想や手法は終わりにしたい」、こういうことを言っておられる。これは長崎県民です。金子知事は自分一人で動いているんじゃないですかね。私は、こういうことに憤りを感じます。

また、「沿線住民犠牲、開通には反対」、この方は佐世保の方であります。「新幹線長崎ルートに莫大な費用をかけ、また並行在来線沿線住民の方々の反対を押し切ってまで強行しようとする推進派の方々のお考えに疑問を持つ」、こういうことを言っておられます。「知事は、新幹線は長崎県民の悲願と言っておられるようですが、私は長崎市民の悲願と思えるのです」、県民の悲願ではないと言っておられます。そして、最後に「並行在来線の沿線住民の方々の犠牲の上に長崎に新幹線を開通させることは絶対にしてはならないと思います」、

こういうふうに結んでもらっております。この方も長崎県民です。

佐賀県民、しかも、私たちは鹿島市、この長崎本線沿線の住民です。私は全力を上げて取り組みたいと思います。

また、さっきも申し上げましたが、昨夜、長崎本線存続運動決起大会に水を差すかのように、市長、議長に面会を求められ、市長、議長は市民の意思として、この存続の意思を伝えられたと聞きました。私は、うれしく思います。

特に、JRが説明に来たときの費用対効果の説明は、いかにも数字合わせの政治的取引を感じざるを得ませんでした。私の実感としては、よくもまあ、こんな数字合わせで説明責任がとれるのか、人をばかにするにもほどにせよという思いでありました。

きょうの新聞を見ますと、佐賀県の新聞でも、きのう知事が回られた、あの沿線の首長さんたちの回答の中には、「やむを得ないかな」とか、あるいは「いや、絶対に阻止せんばいかん」とかいろいろありました。しかし、今まで長崎本線で特急がとまったのは、ここと肥前山口ですから、ここととまらないところの温度差はあると思います。しかし、それにしても、今まで期成会をつくってやってきた、それは何やったのかなと、そういう疑問さえ私は感じざるにはおれません。

ただ、私が怒りをぶちまけたいのは、やはり政府の方です。特に、自民党整備新幹線促進期成会の小里さん、それから整備新幹線着工区間を決める政府・与党ワーキンググループの座長をしている自民党政務会長、久間さん、この方は長崎の方です。自分の長崎に新幹線を引くために、鹿島は辛抱をしてくださいというようなことです。このラインを考えると、何が何でもやるんだという政治手法は、これまでの国政の進め方を見るとそんなものかと言えないこともありませんが、市長、こういうことに負けてはいけません。やりましょう。鹿島から肥前山口まではJRで見ます、負担も軽くしてもらうならと条件闘争でもするというのではないと私は思います。整備新幹線長崎ルート建設反対まで強化された方がいいのではないですか。

鹿島市の財政ともかかわってくる問題でもありますし、国土交通省が結論を出すのも間近だということでございますが、市長のお考えをお聞かせいただいて、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、昨日、古川知事がこの期成会の構成市町を回られたと、その中での結果が新聞各紙にも載っております。太良町については、新聞各紙の見方にばらつきがあるという状況のようでございますが、これはある情報筋を通じて確認しておりますが、太良町長は経営分離に絶対反対と、この姿勢は堅持しているということでもあります。また、これは議会の方も情

報をつかんでおられると思いますが、太良町議会は本日13時から緊急全員協議会を開きますと、そして、あす民間も含めて経営分離絶対反対を訴えるため県庁に行く計画について話し合いを今からすると、こういう情報も入っております。

さて、先ほど北原議員の方から新幹線長崎ルートの問題、あるいは並行在来線の問題について所信を述べられました。私も全く同感であります。これだけ巨大なプロジェクト、事業費数千億円、これだけ巨大なプロジェクトの着工決定までのプロセスの中で、私は地方側の一方の当事者として、これまで携わってまいりました。これだけ巨費を投じたプロジェクトにもかかわらず、事業の必要性とか、あるいは投資対効果とか、ほとんど検証も議論もないままに、あるいは県民の合意形成もなされないまま着工決定がなされるとしたならば、本当にそら恐ろしいことであります。

また、これまでも何回も県の方にも申し上げておりますし、皆様方にも報告をいたしました。県と期成会の会長、あるいは鹿島市長という立場の私で約束をしております。私どもが同意をしない限り、知事は国に対して同意をしないと、これは県議会でも答弁をなされておりますし、マスコミ等を通じて県民にも示されているところであります。つまり、これは私どもとの約束であるし、また公約であります。これがもし万が一、恐らく私は私たちの県知事である古川知事さんは約束を守られると思いますが、もし万が一、これをほごにされるならば、一方の当事者の最高責任者である私は重大な決断をしなければならないという覚悟をお伝えしたいと思っております。

あと1日半です。県民が何を望んでいるか、あるいは長崎県でさえ、先ほど北原議員が言われたように、望んでいるとは言えないと思っております。一部の人たちが推進、推進と言って、先ほど申しましたように、十分な検証もなされないまま、こんなに大きなプロジェクトがこのまま許されているのか。そのことを考えますと、本当に我々庶民の感覚とは全然離れたところで物事が動いてしまっているという感を持つわけでありまして。

私は、平成4年からこの問題に一方の当事者として携わってまいりましたが、終始一貫反対を唱えておりますし、この態度がいささかでもぶれることはございません。どうか議員の皆さんの御支持を今後もよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

2回目の質問をさせていただきます。

今、市長は重大な決意をとということでございましたが、どうかひとつ最後の最後まで踏ん張ってほしいというふうに思います。

そこでです、昨日、決起大会の中で具体的なことが出されておりました。一つは、例えば、七浦の岩永さんやったですかね、看板を立てましょうというようなことだとか、あるい

は東部中の生徒さんからはJRを利用することをふやそうというようなことも言ってもらっていましたが、それはさておいて、我々にできることはないのかと。我々にできることですね。これは市長ばかりじゃなくて、議員、あるいは職員もみんなで、あるいは市民も挙げて運動を展開するということがないのかどうか、そういうところをひとつ企画の方で具体的にどうしたらいいのかというようなのをぜひひとつ検討していただきたいというふうに思います。

私は、きょうの佐賀新聞ですか——で久間自民総務会長「知事の拒否ない」というのを読んでね、きのう知事は来たばかりでしょう。きょうの新聞に「知事の拒否ない」。知事がきのう来たのは、長崎の久間さんから、おまえ、早う沿線自治体を回ってこんかって言われて来とんさっとじゃなかですか。私はそうしか思えません。これは佐賀新聞の谷口さんというのが書いておられるんですね。「久間氏は、新規着工の前提となる地元自治体の同意について「沿線市町村の大多数が反対かどうか、状況次第で一概には言えない」としながらも、「基本的には他線も知事が同意している」と知事の判断を重視する考えをあらためて強調。「古川知事の議会答弁などをみても前向きで、拒否することはないと思う」」、もうきのうの時点で東京まで行っておるわけですね。ですから、東京と行ったり来たりしよるわけです。私は、きのうの知事はポーズをつくりに来たと思う。これはもう私たちは全力を挙げてやらないと、本当に大変なことになる。県はもっと本当にこの沿線の声をね、これは長崎県知事も本当に沿線の住民の声を聞かんばいかん。佐賀県知事も聞かんばいかん。県議会の議員も聞かんばいかんですよ。こういうことができたらん。でけんでおって、空中で物言うごたっもんです。こんなのがありますか。

私は昭和36年、「悪いやつほどよく眠る」という映画を見ました。昭和36年、何のあったときか御存じですか。造船疑獄があったとき。それからの自民党政策はどうなってきましたか。私はもう本当、頭にきます。今度はまた、これです。弱い者をいじめて喜んでいるじゃないですか。あの「悪いやつほどよく眠る」は、自分は陰に隠れて、扇子を使って電話の先で何と言ったか、おまえ消えてなくなれと言うんですよ。そういう映画です。何を象徴したかということ、そのときの政治批判だったんです。こういうことを考えますと、今度は鹿島市民が眠りなさいと言われていたのと同じです。もうあんたたちはよかと、新幹線長崎ルートの方で何とかやっていきますから、長崎本線はもうあなたたちは今までで用は済んだから、もう静かにお眠りくださいというようなことです。こういうことに私たちは賛同できますか。私は絶対できません。私は自民党が悪いと言っているんじゃないんです。その政権政党がこういうことをやるのが悪いと言っているんです。

ですから、例えば、小泉内閣総理大臣に抗議文でも出さんですか。あるいは、小里さんや久間さんに出さんですか。あるいは、地元出身の今村さんにもいっちょ頑張ってくいろとやらんですか。これは全力を挙げて阻止しないと、とてもじゃないと私は思いますよ。それこ

そ、先ほど市長が言われたように、大型プロジェクトなんですよ。日本列島改造論の中の一つにすぎません。こういうふうにして世の中つくりが変わって、ずっと進められてきているわけです。私たちがその犠牲になる必要はないと思いますので、市長ひとつぜひ先頭に立って、一緒に頑張りましょうや。

これで私は終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、昨日の質問の中にもありましたが、我々に何かできないかと。本当にありがたいこととであります。そしてまた、ただいまの北原議員、我々議会でも何かできないかと。いても立ってもたまらない、お互いにそういう気持ちでいっぱいあります。これを企画でやれということではなくて、県の行政と我々沿線の行政でお互いにやりとりをやりながら、この議論をしているわけでございまして、もしそういうお気持ちを持たれるならば、市民みずからの発案で、純粹の市民として、それに議員の皆さんがその先頭に立ってやっていただければ、なお幸いだというふうに思います。

それから、古川知事のことをちょっとお触れになりましたが、本当に真剣に問題処理に奔走されているというふうに感じております。私もそうです。お互いの立場で、ぎりぎりのしのぎ合いをしているわけでありまして。ただ、私が知事さんに申し上げたいことは、最後の段階、最後の結論を間違われないうようにと、我々との約束を必ず守ってくださいと、そのことを切にお願いするだけであります。

いつかも私は、この関係を家族、隣保班、こういうものに例えました。あるいは県の本家は、下世話に言えば国ということになります。そして我々の家族のあるじが知事であります。我々はその息子、娘であります。どうか、家族が大切、本家がいろいろ事情があって言おうとも、隣保班である長崎県がいろんなことを言ってきたら、我々家族を、子供を大切にしてくださいと。しかも、一家のあるじと我々子供と約束を交えているわけです。もし、これが約束を破られるようなことになれば、親から見捨てられた子供と、こういうことにならないように、どうか知事さんに私は本当に伏してお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で10番議員の質問を終わります。

次に、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

通告に基づきまして2点について質問をいたしたいというふうに思いますが、急遽、教育長の体調不良はちょっと心配、気がかりもございしますが、御自愛をいただくようによろしく

ひとつ、少々の風邪も配慮をお願いしたいというふうに思っております。

なおまた、今議会はJRの問題で本当に一色の状態でございます。まさに市政の将来に向けて、大変重要な選択が迫られた課題でございます。市民総注目のもとに、きょうもマスコミが入られてその動向を見守られておるわけでございますが、マスコミとしても、ひとつ正確な情報が国にも伝わるように対応をこの際お願い申し上げておきたいと思っております。

通告に入る前に、私もこの問題、非常に重要な問題で、今回取り上げようかという気持ちもありましたが、この通告時点では、やっぱり県と本市、あるいは協議会との間でのルールをつくられておるということで、交渉の期限は区切らないという大前提がございましたので、しかも期成会の会長であります桑原市長の姿勢は一貫しておりました。そういう観点から、その推移を見守ることが今日置かれた状態ではないかということ、あえて取り上げることを避けて本日はまいったわけでございますが、こうした状態でございます。大変苦痛もたくさん抱えられての今日の市長のかじ取りの状態だということは再三お聞きをいたしておりますが、ぜひともただいま決意がございましたように、不退転の決意で対応をお願いしたいと思っております。もとより私も一議員としても、できる限りの努力は引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

それでは、項目に基づきまして質問を申し上げます。

1点目は、合併に関する問題です。

まず、合併に関しましては、平成14年の7月から武雄市を含む2市4町ということで事が始まったわけでございますが、議会の多数を得られず、これは結果的に事実上崩れたということを受けて、直ちに15年5月16日から現在の太良町との法定合併協議会がスタートをいたしましたわけでございますが、現状の説明を市民に向けてしていただきたいというのが本日の大きな趣旨でございます。そして、その現状の上でどういう展望を持って市として当たられているのか、我々市民、あるいは議会人としても、いま一つ定かではない状況にあるように映っております。

と申しますのは、口では——口でもそうですし、条例上もそうですし、法的にも太良町との法定協議が生きておるわけですね。これはこれで進めていくというふうに説明をされております。しかし、一方では10月29日、本議案の本議会提案を撤回されるや否や、その日のうちに、十分なコンタクトがとられての行動だったかわかりませんが、塩田町長と嬉野町長に1市3町枠での合併協議の申し入れ、これについて本議会の議長も同席をされて参上されたということでございますが、太良町との協議は法律的にも進めながら、塩田町と嬉野町に新たな合併枠の模索をしていくというその行為が普通の市民にはわかりづらいわけです。そこをひとつ整理して、理解ができるような姿で示していただきたいということでございます。

残念なことに、嬉野町も塩田町も、当日は町長が不在だったのかどうわかりませんが、事実上、門前払いで、本市の長が議長まで伴いながら素帰りをしなければならなかったとい

うことが新聞に報道されました。非常に我々市民としても残念でならないありさまであったわけです。

まずもって、この現状と展望について、改めて正式の場でお尋ねを申し上げたいというのが第1点であります。

それから、2点目の通告事項ですが、陳情、苦情、あるいはいろんな御意見等が地域、あるいは各職域、団体等から、市には本当に年間を通せば数え切れないほどの意見が舞い込んでくる、それはある意味では民主主義のやっばり熟度が上がっているからこそ、行政と市民との距離がそういう物差しではかられているというふうに思います。そういった意味では、そういう意見が多いということは私は非常に結構なことだというふうに考えておりますが、いつからか、これが我々議員の把握しておるところの苦情事や相談事、陳情事を受け付けられない、区長を通さなければ受け付けられないという姿に変わったやに聞いております。私自身も、現場の若い職員と向かい合って、いつからそういうことになっておるんだと、そういうふうなことで議論をしてきた経緯もあります。

ここら辺についてまずお尋ねを申し上げて、1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

私の方からは、要望、陳情、この点についてお答えをいたします。

陳情並びに要望等につきましては、従前、その取り扱いをはっきりしたものを定めてはおりませんでした。これがいろいろな事情によりまして、今回、15年度の中途からだったと思っておりますが、その取り扱いの統一をいたしました。これは4点に分けておりますが、前もって御説明をした部分もございますので、問題とされております1点についてだけ御説明をいたします。

まず、その中では、区長からの陳情を原則といたしまして、個人からとか議員からは区長を通じて陳情、要望をしてもらうというようなことに統一いたしております。このほか3点ほどありますけれども、これは説明を省略させていただきます。

それと、その取り扱いの統一、これを定めました理由でございますけれども、議員さん方は全市的に気配り、目配りをしていただいて議会でそのチェックとか議論ができるというようなこと、それから区長さん方は区内の状況をぜひよく知っていただくというようなこと、こういったことを考えまして、区長さんを通じた陳情に一本化をすることで、区内の組織があつたりなかったり、こういったところの不公平を解消するというようなもとの、この統一を図ったところでございます。

またもう一つは、個々人からばらばらに受けるのではなくて、区全体の統一した意見のもとで陳情していただくと、そういったことで均衡化、それから省力化が図られるのではない

かというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併問題であります、太良町との法定協を維持しながらということではありますが、これは私はあり得ることだというふうに思っております。そして、1市3町で可能性を探ろうと。これは合併特別委員会で全員の皆さんの合意のもとで、そういう方向性を出したというふうに私は認識しております。その日のうちに塩田町と嬉野町に申し入れに行くと、これについては事前にアポイントメントをとっておりました。そして、塩田町、嬉野町とも時間まで決めまして、そして行ったと。

ところが、もう少し詳しく言いますと、塩田町に着いて、そして町長室の前に行きましたら、助役さんが出てこられて、会えませんと。ちゃんと約束をしていたでしょうと、会わせてくださいと。いや、会えませんと。私たちは鹿島市の市長と議長と代表して来ているんです、失礼じゃないですかと、そういうことまで言いましたが、会えませんと。だが、私たちは確かに前もって約束をして行きました。そして、それが終わった段階で、鹿島市役所から連絡があって、嬉野町長も会えないと言っておられますという連絡がありましたので、嬉野町には行きませんでした。

もう少しちょっと事前に戻りまして説明しますと、実は塩田町からも——塩田町からが前だったんでしょうね。約束をしていましたけど、会えませんという、塩田町からは電話があったそうです、うちに。そして、その後、嬉野町からあって。だから、そのときの塩田町からの電話は、うちの職員がその電話に出たら、「今、桑原市長さんたち来んさったけん、よかです」と言うて、ぼっと切んさったということです。

だから、恐らく推量するに、塩田町が私と約束をした。そして、嬉野町と塩田町と同じ時期に会わないということはどうも決定されているように私は想像しますが、それは会わん方がよかろうとなったんじゃないですか。それを鹿島市に、約束しておったばってんて電話しゅうでしたぎ、そのとき私がもう行ってしもうとったと。時系列的に言えば、こういう格好になっております。

したがいまして、確かにそうです。1市の市長と議長ががん首そろえて行って、そしてアポをちゃんととって行っているのに、それから連絡ということは——そのとき助役さんも何も、今、鹿島市に電話をしようとしておりましたとかなんとか一切おっしやいませんでしたので、いきなり門前で断るといのは失礼な話であります。

それから、この地域要望のことではありますが、私は常々、あるいは議会からも常々言われておりますことですが、市民とよく話し合いをしながら行政の種々のことについて方向性を

見出し決定していく、こういうことを考えております。そして、市民の皆さんと話し合いをする場合に、例えば、審議会とか協議会とか幾つかありますが、こういうものについては全市の問題でありますので、市民の中から各分野から代表者を選んで、そして審議会等を聞いて諮問をいたします。そこで話し合いをされたことの答申をいただいて、それを参考としながら市としての方向性を見出していくと、こういうやり方であります。

一方、いわゆる区のこと、区の要望事については、この区の代表である区長さんから要望を受けると、これは当然のやり方だというふうに私は思っております。そして、こういう市民と私との間でいろいろ相談をしながら方向性を決めたことを議会にかけます。これをチェックするのが議会の役目、こういう構図になっているというふうに私は理解をしております。

そういうことで、先ほど部長が申しましたように、不公平があったらいかん、あるいは、例えば可能性として、同じ問題をこちら側からは言われることとあちら側から言われることとずれがあったりなんかしたら、どっちをとるのかと。だから、私は、区長が言われることは自分の区の中の要望事を幾つも抱えておられると思うんですが、これを優先順位を決めて、そして市の方に要望をされる。これはまさしく区の役員会等、あるいは総会で諮られるでしょう。区の自主性において要望事の優先順位を決められ、そして決定をされて市の方に要望されると、これは極めて民主主義的な公平なやり方だというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

まず、合併の件に関して追加の質問であります。太良町との間の協議は生きておると。もちろん私も生きていることは十分認めておるわけですが、片方では、太良町は従来まで、合併賛成、反対、町民を二分するような両方の動きがありましたが、推進派と見られた方々まで含めて、太良町には一言の合い議もなく、合併協議の枠でもない塩田町、嬉野町、ここは法定協をつくろうという話がもう既に進んでおったわけですが、そこへいきなり出かけるということは、太良町無視ではないかということで感情を逆なでしたという事実が伝わっております。

今度の太良町の町議会一般質問の中に、これはそういうことは可能じゃありませんから、本当実際そういうふうな通告はなされないかもしれませんが、ある町議さんが、この太良町議会の場に来ていただいて私が桑原市長の真意を聞きたいと、執行部また聞きじゃなくてダイレクトに聞きたいと、そういう意味での一般質問を通告したいという、そういう議員さんもおられます。そのくらいですね、桑原市長としてはそういうふうなお考えで行動をとられたということでございますが、一方の当事者にそういう、非常に感情を害するような受けとめ方に相なっておるわけです。

だから、鹿島市の理論はそういうことかもわかりませんが、合併する相手方にそういう感

情を抱かせるようなことで、今日までも何とか太良町との間に合併ができないかということ
で模索を続けられてきた非常に微妙なときに、そうした行為をとられたということは、推進
という立場からは大きな損失を招いたのではないかという意味で私は申し上げておるわけ
です。そこら辺について、これは太良町民、あるいはそういう誤解をもし、市長がそういう方
々には誤解だというふうなことで考えておられるならば、そこに届くような御答弁をお願い
したいというふうに思います。

あわせて、合併の議案を6月議会で提案されました。私を含めて本議会の一部の議員にし
ろ、一部であったにしろ、太良町が諸事情によって同日提案ができないと言われた中で、あ
えて提案をされて、半年を経過いたしました。9月議会においてもその状況は変わらないと
いうことであれば、その時点で撤回をして、太良町と同等な立場に立つというのが最も求め
られた執行部のとるべき立場ではなかったかというふうに思われます。そういった点で、私
を含めて、太良町との議案提案というレベルでの対等関係を早急につくってほしいというこ
とで来ましたが、これが議会からの勧告といいますか、そういうものを受けて撤回を
最終的に10月29日に決断されたという経過をたどっております。

その点について、その議案の扱いについてどういう、反省があるのかどうかわかりませ
んが、所見を持っておられるのか。

それから、あわせてお尋ねをしたいのは、10月29日に議案撤回の意思を固められた。それ
からもう1カ月以上が経過をいたしております。事実上、死に体となしてしまった議案を1
カ月も、議会に戻すことなく空白の状態でのこの定例議会まで待たれたというのも、やはり
議案に対する軽視、議会に対する軽視と言われてもいたし方ないものがあると私は思います。
そういう点ではもう少し慎重を期していただきたい、めり張りをつけていただきたいとい
うふうに私は考えてまいりましたが、その点についての見解を求めておきたいというふうに思
います。

あわせてまた、今の御答弁から、私はそうかなと、そういうふうに進んでいくのかなと実
感がまだ抱けません。太良町との協議は進めつつ、塩田町と嬉野町の枠に拡大をしていくと
いうのが果たして現実のものとして今受けとめることができるのかと。私は、かなり混乱、
十中八九、現状では何らかの奇策を講じない以上は打開はしないと思うんですね。だから、
生きた方針にはなっていないと思うんです。

そういった点で、いち早く、現在、法的にも成立をし、今日まで1年にかけて誠意を持っ
て合意を、要するに協議を重ねてきた太良町との間の合併協議会を早急に開いていただいて、
このまま合併協議会を継続しながら1市1町の合併を追求していくのか、あるいは現状のあ
らゆる角度からの判断のもとで、1市1町をこの際、枠を一たん外して白紙の状態、また
今言われるような1市3町の構想というものに展開をしていくのか、そうした点での太良町
との合意をまずとることがまず第一歩だろうと。それが今求められている行政の至近の対応

をしなければならない課題ではないかと思いますが、この点についてもまだ日程が上がっていないようです。合併協議会の事務局そのものは従来の体制で存続はいたしておりますが、開店休業が続いております。そこら辺の今後の扱いをどのように考えておられるのか。なるほどと思えるような御答弁になっていないというふうに思いますので、改めてその点まで含めて御質問を申し上げたいというふうに思います。

次の陳情事の問題でございますが、各区からの陳情に公平を期すためと、議員のおる地域は陳情力が働いて、そうでないところは働かないから不平等が生じると、そういう趣旨で言われたのではないかと思います。もとより議員というのは、そのどこかの部落に所属をしておるわけでございますが、全市1区での支持を受けて議員の議席をいただいておりますね。決して、そういう部落だけの行動をやっておるわけじゃないんです。それからもう一つは、議員は、それは評価はいろいろあります。どぶふたの修繕から議員の仕事はやっていると、議員はもっと高い次元の仕事をせじにやという御意見もありますが、現実問題としては議員というのはそういう日常の市民の生活の足元からの陳情事があるんです。

それを、いろいろ理由をつけられますけど、議会にも通告をせんで、従来までのそういうシステムを改めるというのに議会側には一言の通告もなく、執行部だけがそういうふうなことに決めましたということで果たして通用するかどうかの問題ですよ。そこら辺の手続はとってこられたのかどうなのか。

以上、改めて御質問をいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併についてまずお答えしますが、これはもう今まで申し上げてきたことと重複することではありますが、質問の御趣旨がそういうことでもありますので、申し上げますが、6月議案でお互いに合併議案を提案するという約束をしておりました。そして、私はその約束を果たしただけ。果たさなかった方が悪いと、こういうことでもあります。そして、結果的には相手がお互いに約束をした日であったにもかかわらず、太良町が出されなかったのも、議会の判断として、相手が出していないのに合併に賛成も反対もないじゃないかと、これは当然の理屈であります。したがって、これを継続審議にすると。私は、鹿島市議会としては賢明な決定をされたというふうに評価もしております。そして、9月に至っても同じ状況が変わらなかったと。

そうこうしているうちに、非常に長期化もしてきたし、この状況が、太良町の状況もいわば休止状態、膠着状態に少しなってきた。こういう状況の中で武雄市、嬉野町、山内町、塩田町、この1市3町の法定合併協議会が崩れたと、こういう状況が出てきたと。私は、本来は藤津・鹿島が一番理想だと考えておりますということは何回も申し上げてきましたが、

そういう可能性が、私が本来こういう組み合わせがいいと思っております可能性がここに出てきたと。議会の合併特別委員会も、そういう御判断をされたと思います。そういうことで特別委員会の方で話し合いをされて、私に、この際こういう状況についての対応ということも可能性としてあるので、これを引っ込めんかと、もとに戻さんかという御助言もいただきまして、私自身もそういうふう判断をいたしますということで撤回をさせていただいたと、こういうことであります。

そして、そういう中で、太良町との協議会を一遍整理すべきじゃないかと。それは当たらないと思うんですね。とにかく太良町の議会は、町長が合併協議会からの離脱議案を提案されましたが、これを否決されている。これは当然、鹿島市との継続を望んでおられるということでもあります。ここで、ちゃんとやっぱり整理しておかなければいけないことは、太良町は合併をしたいという人もおられますし、合併をしたくないという人もおられます。現実に町長はしたくないという考えでしょう。しかし、議会はそうじゃないんですよ。

私は、町長から離脱したいという申し出があったときに、それは——私だってそうでしょう。議会の議決を経たものでないと正式な決定事項じゃないわけです。太良町もそうですよ。議会で決定をされていないことを町長さんが来られましたから、それは帰って、議会と、あるいは町民と御相談をなされまして正式なものとして来ていただきたいと、こういうことを申し上げたわけでごさいますね。今、太良町側も反対派は何と言っておられるかわかりませんよ。しかし、議会としては反対多数で離脱議案を否決されたわけですので、これは太良町の少なくとも議会の意思だと。私自身はこれは太良町とはまだ継続をしているという視点に立っていますから、一致しているということでもあります。

それから、区長さんからの要望ということではありますが、議員のおる区は陳情力が働いていると、不公平だというふうに私どもが言っているかと。これは私が現実的に判断して、やっぱり議員のおんさつところがよんにゆう要望事はやっぱり今までは通っていますよ。通っているか通っていないか、それは言い過ぎですが、やっぱりその人ついて来とんさつですよ。それは回数多いです。幾ら回数かって出されても、データとっていませんから。私はそういうふうに思っております。そして、議員がおられる部落とおられない部落と、私はそういうことを感じとして、考えとして持っておりますので、不公平になったらいかんと言っているわけでありまして、これは私が感じていることでもあります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

合併問題なんですが、理屈は従来から聞いておりますからわかりますが、実態論として、6月議会に提案するという協議会での約束を守ったのは私だと、守れなかったのは太良町じゃないかと。わかっています。しかし、そういう議論で話し合いが成就するのであれば、

私もよしとしますよ。していないわけです。守れなかったのは太良町の百武町長さん側じゃないかという、そういう切り返しをされますけど、そういう議論で果たして合併が成功するのかと私は言っておるんです。市長が正しかったとか、正しくなかったという議論じゃないんですよ。町長と市長、要するに両自治体の長同士が、あなたのやり方がおかしいんであって私は正しいんですよという、そういう次元の議論で合併が成就しますかということをおっしゃるんです。

しかもですよ——笑っておられますけどね、6月議会で提案しましょうという合併協議会の両町の約束の大前提は何であったかといえ、ばらばらに提案するのではなくて、同じ議会に同時提案をしましょうと、それが大前提なんですよ。しかし、6月議会で本議会に執行部が提案される時点で、太良町は住民投票の結果、町長はちゅうちょがあったでしょう、提案に。6月議会への提案の見込みがなかったでしょう。だから、同時提案の可能性が極めて薄い。恐らく私は、太良町は提案はないだろうと、今の状態であれば、6月議会時点ではね。だから、同時提案の前提が崩れておるにもかかわらず、決めておったから出すという、そういう発想自体に問題があるのではないかという。今後も合併議案論は続くと私は思いますよ。それは特例期限を越してでも、日本全国の流れからすればですね。延長特例法も国は準備をいたしておりますので、今後も合併議論というのは続いていくと思いますけど、そういうふうな発想で事に当たっていかれたのでは、やっぱりうまくいくものもいかないんじゃないかと、私はそういうふうに思うんですよ。

私が申し上げておるのは、そうした、要するに信頼関係といいますかね、両首長の信頼関係の上に事が始まり、事のおさまりがそこに、そして地域住民がそれに賛同をしていくという流れだろうと思うんですよ。おれが正しくて向こうが間違っておったという次元で事が処理できない問題だと思うんです。これは別の問題と違いますよ。結婚しようというときに、婚約相手がこうだからおかしいなんていう話ばしよって成り立たんと一緒ですよ。そういうぬくもりのある対応というのを私は今必要ではないのかということをおっしゃるんです。

それからもう一つは、アポイントをとって行かれたにしても、抗議をして帰ってこにゃいかんと。道の途中に、携帯電話で、会わんとという連絡が入りましたと。じゃ、その後ですよ——いやいや、市役所の方からですよ。嬉野町の町長さんについてはお会いできないという意向のようですよという電話があったから、嬉野町にはもう途中で向かわんで戻ってまいりましたというふうに言われましたけど、本当に嬉野町、塩田町も含めた1市3町、いわゆる藤津・鹿島を展望しておられるとするならば、それは嬉野町と塩田の町長さんと風通しよくホットラインの話ができるような環境をつくるのがまず前提だろうと思いますよ。行たぎ会われんやったけん、助役に抗議して帰ってきたと。私は、そういうふうな対応の、ここしばらくの対応ぶりを、ここ半年ぐらいの対応ぶりを見ておって、本当に桑原市長は合併をする気でおられるのかどうか、そういう疑問を感じております。

不退転の決意と、何回も繰り返し市民に対する説明会も開かれました。本議会でも、不退転の決意という言葉は何遍議事録に残っておるかもわかりません。不退転の決意でもって当たられたけれども、その不退転の決意の行き先はどこに行くのかと。ここが今非常に宙に浮いた状態に、市民のちまたの空気の中にはあるという声を私はここで届けておるわけですよ。そういった意味で、私が感じている問題点を今披瀝申し上げ、でき得ればそれが忠告となって、今後のあり方に一つの姿勢の変更なりをいただければ非常にいいのではないかと、市民の幸せにつながることはないかと、そういう立場から質問を申し上げておるわけです。

それから、太良町との合併協議会を今開く必要はないというふうに言われましたけど——何も言うたらんよと、今ちょっと小声で聞こえましたけど、私は、太良町との間で合併協議会を今この時点で開いて、この先の展望をどういうふうに進めていくのか、あるいはこの際、思いとどまるという結論になるのか、それは極めて今太良町と鹿島市の考え方には温度差があると思いますよ。合併協議会、一遍寄って、そこら辺の仕切り直しをやっぱりせにやいかんと思います。仕切り直しをするのか、どうしてもここにはもう見通しが立たないという判断に立つのか、いま少しそういった点では時間を要するという判断に立つのか、そういった意味での議論がまずなければ、出ようがないと思います。

そういった点で、合併協議会を開くには今は当たらないというふうにおっしゃいましたが、それでは、このまま放置をしておっていいのかと、逆に言えば。むしろ太良町の町議会の中では桑原市長さんに答弁を求めたいと、一般質問でね。そういう疑問の声すらあるんですよ。ということでございますので、無用な誤解を招かない意味でも、やっぱり百武町長さんと席を今同じくして、合併協議会で今言いますような形での方法の整理というのは今至近にとらなければならない行動ではないかと思えます。

あわせて、合併をするとするならば、1市1町ぐらいの、そんな程度の合併では、合併効果は出ないと初めから私は思っておりますし、やっぱり必要最小限の合併というのは藤津・鹿島だろうと思っておりますよ、最初から。そういった点で、藤津・鹿島を展望されるということであるならば、いま少し、玄関払いされたぎね、そりゃおかしいじゃないですかと言って帰ってきたというところで終わっておっていいのかなと。そののやっぱりもう少し心の通じるおつき合いを1市3町の首長同士ができるような環境をつくることからしか始まらないんじゃないかと。これは藤津・鹿島を越えて、今、武雄市とか、あるいは江北町とか大町町と合併なんていうことはあり得ないわけですから、やっぱりするとするならば隣接町との関係だと思えますよ。そのの整理、あるいはぬくもりの回復というのが今最も重要な、そこがない以上は、幾らこういうふうな予定を持っておりますと言うたって生きたものにはならないんじゃないかなと、私もそう思いますし、ちまたでもやっぱりそういうふうを考えているということをおし上げておるわけでありまして。

そこら辺の軌道修正といいますか、そこを求めて今回の質問に立ったわけでありまして、

その真意を解していただければ、非常に幸いではないかというようなことを申し上げたいというふうに思っております。

次に、陳情事、その他要望等の処理のルートの問題ですけど、不公平、議員がおるところとないところというたら、それは声の上がり方は違うかも知れませんが、行政がそういう閉鎖的な声を聞く機会を少なくしていくと。それは区長さんがすべてのことを把握しておられればいいですよ。議員というのは、そういう市政の天下国家を語るような議論も必要です。あるいは、場合によっては国家議論を語ることも必要でしょう、政治家ですから。そういうもとに、本自治体がどういうふうに歩いていくのかという議論になってくるわけですから。しかし、その任務の半分はやっぱり鹿島市の各地から地域の要望を処理していくと。これも我々の、たとえどぶふた修繕の話といえども、次元は低いといえども議員に課せられた重要な片方の仕事なんですよ。右手と左手が我々の仕事にあるとするならば、右手の半分が前者、左手の半分が後者だろうと私は思っております。その後者の半分の議員の任務、これは負託した市民もそういうふうに我々22人の議員には、そういう意味でも期待を寄せておるわけなんですね。その片方の任務を執行部が一方的にもぎ取ると。しかも、こういうふうに執行部はしたいという相談の一つも議会になくて、そういうシステムを執行部だけでつくっていいのかということをお願いしておるわけですね。

この件は、さきの11月の決算委員会の中でも申し上げておりました、当時の決算委員長の吉田議員にもその扱いについてはお預けしますと、預かったという形になっておりますので、議会としても対応について議論が始まるものとは思いますが、議会と執行部で議論をして、けりをつけにやいかん問題、あるいは議会としても逆に提案があるかも知れません。そうした一方通行の形で片方だけがそういうことを決めて、しかも、文書でこういうふうなことで処理しておりますということを、しかも、これが平成15年の10月に策定をしましたということがこの間の全協で配られましたけど、もう16年の12月です。もう1年2カ月前の文書ですね。我々議員の権能にかかわるような話を執行部だけが一方的にこういうことをされて、市民にもそういうことは周知をされていない。議会にもそのことは伝えもされていない。そういう関係でいいのかということです。

この問題については撤回をしていただきたいというふうに思いますし、いや、それでもなお、議員はそが言おうばってんと、こいでやらせてもらいたかということであれば、少なくとも議会の同意、市民に周知をしていくという、そういう手続を踏んでいただくと。そのことによって、これが発効するのかもしれないのかという結論になっていくべき代物だろうというふうに思っております。

以上、私の考えも添えて、今回の通告しておりました質問について終わっていきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、合併のことについてお答えをいたします。

理屈としてはわかるが、実態としてはこうだと、そういう理論で合併が成就するのかということであります。

6月議会の同時提案の可能性が少ない段階で、鹿島市だけなぜ提案したのかと、こういうことでは信頼関係が築けないと、そういう要旨だったろうと思いますが、信頼関係というのは約束を守ることから始まるんですよ。私はそれを考えていますので、約束を、これはちゃんと守るべきだということで6月議会に提案をしたと、こういうことであります。

それから、太良町との合併協議会を開けと、そして仕切り直しをということではありますが、これは塩田町等の状況もございまして。鹿島市の区長会を代表した方々と塩田町の区長会を代表した方々との接触も重ねておられますし、こういう状況がございまして、もう少し時間をいただいて、今の状態の中で追求をしていきたいというふうに思っております。

それから、要望の件であります。要望を受け付けないと言っているんじゃないんですよ。窓口を区長さんにいたしますと。だから、その部落のことについては議員がお気づきになったら、区長さんと相談されていいわけですよ。その中で我々が言っているのは、ルールを設けたわけですから、区長さんを通じて言っていただければいいこと。そうしないと、その区長さんに相談をしていただかないと、区長さんとしては優先順位はずっと下だと思っておられることを、そのまま議員が言っていいただいても困るということです。区長さんの考えておられる優先順位の中に皆さん方の要望を組み入れていただいて、そして区の機関でいろいろ議論をなされて市に要望されると、こうしてくださいと言っているわけで、決して議員の要望を受け付けないと言っているわけではございません。

それから、議会の同意が必要だということではありますが、これは議会から同意を得るとか何とか、そういうことではなかろうと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

合併の件では、約束しておったから私は守ったと、約束を守ることからしか始まらないと。その域を越えた話をしておるんですよ。同時提案という前提があって、それが6月議会だったと。6月議会提案時点で同時提案の可能性、要するにそれが太良町の事情で、住民投票、その他の事情で同時提案が可能でないという状況判断を働かせておくべきではなかったかと。それを、私は守ったんだ、守らなかったのはあっちなんだという議論で片づく問題ではないでしょうということをおっしゃるんですね。そういう対応の仕方ではまずいと。やっぱり各

町長さんとの間で信頼関係、いつでもやっぱり連絡が取り合えるそういう関係改善からしか始まらないんじゃないですかということをおっしゃるんですね。

だから、もう4回目ですので、多くを申し上げませんが、陳情、その他要望事項等の処理について、議員からの提案について受け付けないというふうには言っていないということで、いいんですか。——はい、それでよろしければ、よろしいんです。

ただ、現実問題として、現場に立ち会った段階で、区長さんを通して言うてくださいということなんですね。だから、それは事と問題によっては区内の調整、あるいは隣の区との調整、あるいは水利権との絡みがあってみたりというのは、その一場面だけでは解決できない問題もあると思いますよ。だから、それは当然議員としても識見を働かせて対応する問題であって、個別の問題というのは、その場で役所に相談してみる必要があるものは大概、議員としての審判を受けた人間がそういう踏み外しはしないと、私はその点は信頼の上に考えてほしいと思うんです。

だから、現実的に、現場に誤ったそういう指示がおりておるように私は感じておりますので、今、市長の答弁では、議員からの意見とか、要望とか、苦情とか、そういうものを受け付けないとは言っていないということでもありますので、従来どおりだというふうにとらえていいのかなのか。

ということであるならば、そのルートの変更というのは当然、議会と合議をしなければならぬところですよ。先ほど私が申し上げましたように、議員は右の手と左手の仕事を持っておるとするならば、片方の手に相当するぐらい、そうした地元の——地元というのは私の居住地、あなたの居住地という意味じゃないです。地元鹿島の要望事項を処理する、耳を傾ける、それを行政に届けて改善すべきはしていくと、そういう仕事も片方の手には持っておると。その手にいささかの、やっぱり変化を生じさせるということになるならば、当然、議会に、あるいは議員にそのことについては、そういうふうにして事の変更をしたいと。これはあってしかるべきですよ。これでは本当に私が通告の括弧書きに書いておりますように、議員排除の論理ではないかなと。開かれた市政と言う以上は、これは一時は郵便局の郵便配達員の皆さん方が僻地に行って、市内を一番回られる立場の仕事をしておられますので、交通安全上、例えば、道路に危険があるような場所は情報提供をしてもらおうと、そういう協約を結んできた経過もあるでしょう。できるだけ多くの情報が市に入ってくるというのをシャットアウトしないというならば、そういう議員排除のような姿勢はやめた方がいいんじゃないかというふうに思います。

先ほどの答弁が変わらないということであれば、私はこれでわかりましたというわけにはまいりませんので、別の場所でまた時間を改めてでも、また引き続き進めてまいりましたということをおっしゃって、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

議員として要望はなされて結構なんです。しかし、ただし、市としての窓口は区長さんを通じてしてくださいということでもあります。

これは区長会の方もそういうことで話し合いをして、例えば、振興会とか協議会というのがありますね。今までは、これは議会の排除ということじゃなくて、その地区のことが振興会から要望が上がってくる、協議会から上がってくる、それから振興会、協議会もないところもあるんですね。あるいは、さっき言いましたように、議員がおられるところ、おられないところがある。これじゃいかんと。だから、このあたりを全部公平化するために、区長会と話し合いをして、区長会で一本化すると、こういうふうにしたということですから、我々が市民と一緒に相談をして、区内のことは、区内に限定をされたことはその区と相談して、我々が決定する、そして、そのことを議会で議決いただく、これが本来的な手続の制度であります。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明9日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時50分 散会